

金融庁向けパブリックコメント

意見作成日 2021年10月28日
意見作成者 合同会社新宿経済研究所

日本国政府 御中

金融庁が2021年9月28日付で公表した『自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）における信用リスク、CVAリスク及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正（案）等の公表について』につき、当社としての見解を取りまとめましたので送付申し上げます。よろしくご検討下さい。

（1）マーケットリスク

1-1 第11条の3第3項口

市場価「額」という表現が出て来るが、金融商品会計上、一般に「価額」は帳簿に掲載する金額などのことを意味する。市場価「格」に修正されたい。

1-2 第11条の3第3項第3号

銀行法施行規則第16条の6の3第2項などによれば、特定取引勘定において保有することができる金融商品は限定列挙されていると考えられるが、ここに株式や株式関連デリバティブは列挙されていない。この点、上場株式をトレーディング勘定に区分すること自体、この規定に抵触しないのか。それともあわせて銀行法施行規則第16条の6の3の規定を修正するのか、見解と方針を示されたい。

1-3 第11条の4第3項

同規定に基づきすべての商品をバンキング勘定に分類することとした場合であっても、実務指針第97項にいう運用目的との推定規定を受ける金銭の信託のように、金融商品会計上はFVPL処理を求められるケースがあり得る。金融商品会計基準とのかかる整合性について、日本公認会計士協会や企業会計基準委員会との必要な調整は行っているのか。

1-4 第11条の5

第11条の4第3項の規定に基づきすべての商品をバンキング勘定に分類することとした場合、そもそも商品分類に係る方針を定めることは不要である。当該条項の主語を「銀行」とするのではなく、第11条の4第3項の規定に該当する銀行を除外するよう修正されたい。

（2）信用リスク

2-1 第1条第2号但書

証券化取引の除外規定について、SL、事業用不動産、ADCが除外され、自己居住用不動産、賃貸用不動産などが除外されていない理由を明らかにされたい。

2-2 第63条第1項本文

「金融機関向けエクスポージャー」の定義については、カッコ書きが3つも入れ子になっているなど無駄に込み入っており、実務界に大変に大きな負担を与えるとともに誤読を誘発しかねない、極めて不適切な条文である。条文を適切なものに改められたい。

2-3 第63条第8項第2号・第10項第2号

次の条文はカッコ書きが2つ入れ子になっており、誤読を誘発しかねない、極めて不適切な条文である。

「次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準（各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する固有の基準（公表されていない場合に限る。）を除く。）を満たしていること。」

これをたとえば次のように修正されたい。

「次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準（各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する固有かつ非公開の基準を除く。）を満たしていること。」

2-4 第63条第8項第3号

イロハニホ各号が連単最低自己資本比率に関する規定であり、へ以降がレバレッジに関する規定と思われるが、ト以降の記述と平仄を合わせるため、へは「イに規定する国際統一基準行にあっては」、といった具合に修正が必要と思われる。

2-5 第65条第1項

「基金それらに準ずる事業体」の定義が不十分である。証券投資法人、証券投資信託、不動産投資法人、TMK、SPVなどの投資ピークルが包括的に含まれることを条文からも明らかにされたい。また、それらの投資ピークルを通じて不動産や不動産信託受益権など、不動産に関連する資産に投資している場合、これらが不動産向けエクスポージャーに相当すると明示すべきである。

2-6 第65条第4項

「中堅中小企業等」の定義における連結売上高の基準について、「卸売業を営む場合その他の当該法人等の事業規模を判断するに当たって」との記載の「その他の当該法人等」の範囲が不明確であるので適切に修正されたい。また、事業規模の判断にあたって総資産規模を用いることができるとされているが、売上高と同様に連結ベースでの判断を含めるべきである。

2-7 第65条の2

SL向けエクスポージャーについて、第2順位以下の担保権が設定されている場合についての取扱いが不透明である。現実には、たとえば劣後債やエクイティに相当するような事例もあると考えられるため、経済的実態に即し、SLであっても第75条の2、第76条などの規定の適用などがあり得ると判断できるような規定への修正を検討されたい。

2-8 第68条、69条、第70条、第70条の2

一般にREITの投資対象となるような賃貸住宅を裏付資産とした不動産信託受益権の取得、運用に対して供与するローンについては、証券化ではなく不動産向けエクスポージャーと取り扱うことを明示すべきである。また、その場合にそのようなローンは第69条にいう賃貸用不動産向けエクスポージャーと見るのか、第70条にいう事業用不動産と見るのか、第70条の2にいうその他不動産と見るのかを明示すべきである。

2-9 第68条第3項第3号イ、ロ

「適格性の要件」のうちの物件価値評価について、イ「健全かつ保守的な算定基準」、ロ「手続上の独立性」などについては、もう少し明確な例示をしていただきたい（たとえば独立の不動産鑑定業者が運用会社の依頼に基づき作成した鑑定評価を用いて物件の評価を行うことを容認する、など）。

2-10 第68条第3項第4号、第69条第3項第5号

「信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な全ての情報」が不明確である。そのような情報の要件、情報の入手頻度について明示されたい。その際、実務に対し過大な負担を生じさせる規定は避けられたい。

2-11 第70条全般

第70条第3項の規定に従い、第69条第3項第1号但書を「ただし、抵当権が抵当権である場合であって、当該抵当権が第2順位である場合であって、LTV比率が80以下であるときは、この限りでない」と読み替えた場合、結局のところ、第70条第2項の規定に基づいて第1項のLTV比率の表に1.25を乗じる非適格エクスポージャーは「60超80以下」の場合に限られるとの理解で良いか。さらに、第3順位以降の抵当権が設定されたエクスポージャーについては、シンプルに「適格性要件を満たさない事業用不動産エクスポージャー」と考えればよいのか、見解を示していただきたい。

2-12 第70条第3項

「その他の担保権が設定された」の文言については、「不動産信託受益権への質権設定」も含まれると明示されたい。

2-13 第70条の2、第70条の3

標準的手法採用行がいわゆる不動産向けのABL（たとえば、現物の不動産や不動産信託受益権などを取得・運営する投資ピークルに対し、直接・間接に資金を貸し付ける取引）を実行した場合、その投資ピークル向けのABLを第70条の

2でいうところの「その他不動産関連エクスポージャー」などと取り扱うことは可能か。また、土地の取得、開発、建物の建築などを目的とする投資ビークルに貸付を行った場合、それらを第70条の3でいうところのADC向けエクスポージャーと取り扱うことは可能か。

2-14 第75条の2

いわゆるコロナ禍の影響で、債務者の希望に応じてデット・デット・スワップを行い、通常の証書貸付金等を劣後ローンに転換した場合、150%のリスク・ウェイトが適用される劣後債権に該当すると扱うのか。経過措置も設けられておらず、金融機関が債務者を支援することにに対しペナルティ的なリスク・ウェイトを科すことの意味は何か。「国際合意」云々の言い訳ではなく、ちゃんとした合理的理由を説明されたい。

2-15 第76条（非上場株式）

「投機的な非上場株式」の定義が不明確であり、とりわけ「短期的売買」「長期保有」の線引きが不透明である。第76条第3項第1号・第2号はの規定だと、バーゼル合意第51項にいう“being invested for short-term resale purposes or are considered venture capital or similar investments which are subject to price volatility and are acquired in anticipation of significant future capital gains”の訳として不十分である。少なくとも俗にいう「ベンチャー・キャピタル」は「短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する」という性質のものではない。定義を再考されたい。非上場のREITなどを含め、いわゆる投機的な所有に該当しない金融商品については、400%リスク・ウェイトの規定から明示的に除外されたい。

2-16 第76条（REIT等）

条文を文言どおりに解釈したら、いわゆる上場REITに対しては250%のリスク・ウェイトが適用される一方、私募REITについてはファンドのエクイティ出資とみなすことにより、結果的に250%よりも低いリスク・ウェイトが適用される事例が出て来ると考えられる。かかるリスク・ウェイトの逆転現象が生じている理由について合理的な説明をなされたい。

2-17 第270条の5

CVAリスクについては、BCBSルールに合致させる形で、簡便法の適用は「カウンターパーティリスクの額と同額」にすべきである。また、告示の規定を「カウンターパーティリスク×12%」というわけのわからない規定ではなく、「カウンターパーティリスク相当額」としたうえで、第48条第1項第3号を「CVAリスク相当額を8%で除して」云々を「CVAリスク相当額」に修正されたい。

(3) 附則関連

3-1 附則全般：適用時期について

国際統一基準行は2023年3月以降、国内基準行は2024年3月以降の適用とされている。これについてはコロナ禍によりバーゼル国際合意が1年後倒しとなったことに対応するものと評価できるが、その反面、画一的な適用時期の設定は望ましくない。会社によってはコロナ対応に忙殺されているケースもある一方、2022年3月適用に向けて準備している会社もあると考えられるため、①早期適用できるなら国内基準行についても2023年3月以降の適用を容認すべきであり、②早期適用が困難な事例であれば国際統一基準行を含めて2024年以降、あるいは2025年以降の適用猶予を設けるべきである。

3-2 附則第5条

金融機関のリスク管理実務担当者が法令の読み方に通暁しているとは限らないので配慮されたい。紛らわしいので「令和6年3月31日以後1年間」は「令和6年3月31日から令和7年3月30日まで」と書き換えるべき。

3-3 附則第6条

誤読を防ぐため、「適用日から起算して5年を経過する日までの間」は「国際統一基準行にあっては令和5年3月31日から令和9年3月31日まで、国内基準行にあっては令和6年3月31日から令和10年3月31日まで」と具体的に書き換えるべき。

3-4 附則第3条

CVAリスクの簡便法は国内基準行すべてに認めるべきである。規制の無駄な複雑化については厳に謹んでいただきたい。

以上